

カワサキ会計事務所だより

平成20年8月

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

8月の税務カレンダー

個人事業税の納付 第1期
国民健康保険税 第3期
住民税普通徴収 第2期

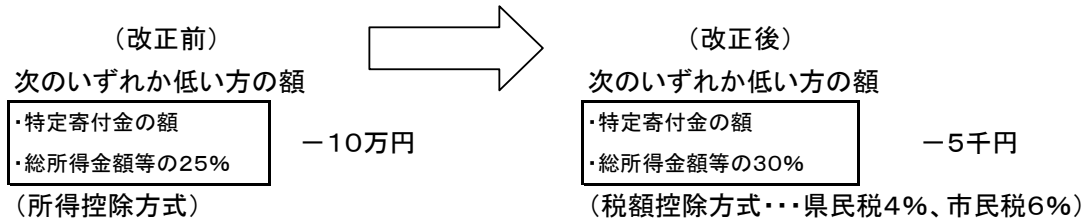


「ふるさと納税制度」の創設と概要

「ふるさと納税」とは、個人住民税の一部を生まれ育った故郷や、応援したい自治体などに寄付することができる制度です。名称は「納税」となっていますが、実際は自治体に贈る「寄付金」です。

今までも自治体に寄付すると住民税や所得税の減額措置がありましたがこの「ふるさと納税」制度では減額措置が更に拡大されます。

● 住民税の寄付金控除額



★ 寄付金の額はいくらでもよい？

寄付する額はいくらでも結構ですが、寄付金控除の適用下限額が5千円となっていますので、5千円以下の寄付は税の控除を受けることができません。

(3万円の寄付→2万5千円・3万5千円の寄付→3万円の寄付控除対象額となります。)

★ 納めた寄付金の税控除はいつから適用される？

今回の改正による個人住民税の控除は平成21年度分から適用されます。

個人住民税は前年の所得で課税されるので、平成20年1月1日から12月31日までに納めた寄付金が平成21年の個人住民税から控除(還付)されることとなります。

★ 寄付先の対象・手続き方法は？

全都道府県・全市区町村が対象となり、自由に選ぶことが出来ます。出身地や居住地などに限定されていません。各自治体によって手続きは異なりますが、自治体の窓口で直接払い・銀行振込・現金書留・クレジットカードによる納付等、選択ができます。なお適用を受けるにあたり、所得税と住民税の両方の税金の軽減を受けようとする方は、所得税の確定申告が必要になります。寄付の領収証は大切に保管しておきましょう。

自治体によっては、お礼の品等 さまざまな趣向がこらされています。とはいえ、お礼目的のような寄付はよくないでしょうから自治体もほどほどの知恵をしばったプレゼントを考えているようです。

ふるさと納税制度を利用して、縁やゆかりのある故郷を応援してみたいはいかがでしょうか？

<中小企業支援ファンドを長崎県が創設>長崎県では、県内中小企業等の研究開発・人材確保・設備投資等の事業を支援するため、総額100億円となる2つのファンドを造り、その運用益を財源とした新しい助成事業を開始しました。平成20年度第1回募集分として、平成20年7月31日より募集を開始しています。このファンドは「ナガサキ型新産業創造ファンド」と「長崎県地場企業支援ファンド」の2種類です。「本県の強みを活かして、将来有望な分野において経営の革新や創業を行う中小企業等の取り組みを支援。優れた技術を持った製造業及び情報通信業を営む地場企業等が、新分野進出・新技術導入や事業拡大のために行う取り組みに対して、総合的に支援。」することを目的としています。「新産業支援ファンド」は研究開発(500万円)、事業化調査(300万円)、販路開拓(100万円)の助成です。「地場企業支援ファンド」は人材確保(210万円)、技術等研修(240万円)、設備投資支援(600万円)の助成です。詳しくは <http://www.joho-nagasaki.or.jp/fund/index.php> をご覧ください。なお、今回の募集は締め切りが10月31日となっておりますので、ご注意ください。当事務所でも、助成金の申請に関して相談・代行等を行っていますので、ご相談ください。